

香芝市報道資料

令和7年 5月26日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

「平日における自主校外学習推進制度（ラーケーション制度）」の導入について

1 概要

香芝市立小中学校において、令和7年9月1日（令和7年度第2学期開始日）から、平日に児童及び生徒が保護者等と共に自主的に校外で学習活動に取り組むことを推進し、当該学習活動に取り組むことで登校することができなかつた場合でも遅刻又は欠席扱いとはしないこととする「平日における自主校外学習推進制度（ラーケーション制度）」を導入します。

2 導入の経緯

この「平日における自主校外学習推進制度（ラーケーション制度）」は、三橋市長及び小西教育長が本市における教育や子育て支援について意見交換をした際に、保護者の働き方が多様化し、休日に子どもと一緒に過ごすことが困難な家庭が増加していることへの対応の必要性や、博物館、美術館その他の施設が混雑する休日を利用して利用することができる機会を確保して、自主的な校外学習への動機付けを行うことの有効性について確認し、その具体的な取組として検討を重ねてきたものです。

3 制度の内容

児童及び生徒は、あらかじめ校長が指定した除外日（学校活動としての遠足、校外学習、運動会、卒業式その他の学校行事が行われる日等）を除き、一年度当たり最大5日間（令和7年度は、3日間）の自主校外学習日（ラーケーション）を取得することができるものとし、当該日は「出席停止・忌引等」として取り扱います。

対象となる活動内容は、次に掲げるものとします。

- (1) 博物館や美術館の見学
- (2) 自然体験や地域探訪
- (3) 職場見学やボランティア活動
- (4) 調べ学習やレポートの作成
- (5) その他当該児童又は生徒にとって有意義な学習に繋がる活動

4 三橋市長コメント

この制度の導入により、平日に児童及び生徒が保護者等と共に自主的に校外で学習活動に取り組むことにつながることを期待している。

以上



香芝市
Kashiba City

【問合せ先】

香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課

担当：陀安

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

電話：0745-76-2001（代表）